

【国・地方公共団体職員 対象】

令和5年度 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催について（第3回・第4回）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、国および地方公共団体の任命権者は、**5人以上の障害者**が勤務する事業所において、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行わせるため、障害者職業生活相談員の資格を有する者のうちから当該相談員を選任し、選任報告書を厚生労働大臣または都道府県労働局へ提出することが義務づけられています。

東京労働局では、選任要件の1つである「障害者職業生活相談員資格認定講習」を開催します。

お申し込みが必要な事業所の方は、以下の内容をご確認のうえお申し込みください。

◆「障害者職業生活相談員」の選任要件は裏面をご覧ください。

開催日時	第3回 令和5年12月5日（火） 9時15分～17時30分 第4回 令和5年12月6日（水） 9時15分～17時30分
申込期間	令和5年10月6日（金）から10月20日（金）まで（申込書必着）
実施方法・定員等	集合形式とオンライン形式を併用して開催します。（受講費用（テキスト、資料等含む）無料） 希望の開催日、受講形式については、受講申込書の所定欄にご記載ください。 （1）集合形式（各回70名程度） 会場：東京労働局 九段第三合同庁舎 11階 1-1～1-2会議室 東京都千代田区九段南1-2-1（九段下駅 徒歩5分） （2）オンライン形式（各回60名程度） Zoomを使用
受講対象者	（1）国または地方公共団体において、5人以上の障害者が勤務し、障害者職業生活相談員を選任する必要がある東京都内事業所の職員であって、相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者 （2）4人以下の障害者が勤務し、障害者職業生活相談員を選任する必要がある東京都内事業所の職員であって、（1）に準じる者 （3）上記（1）（2）以外の者で、国または地方公共団体の事業所として資格認定講習を受講させる必要がある者 （注）既に資格認定講習を受講したことがある方は受講対象外となります。
申込方法	① 「受講申込書」及び「受講決定通知書送付先ラベル」に必要事項を記載のうえ、下記事務局までメール等にてお申し込みください。締切日必着です。（先着順ではありません。） ② 申込人数が定員を超えた場合は、受講必要性を勘案のうえ、抽選により決定します。 ③ 受講の可否、受講形式等を、「受講決定通知書送付先ラベル」の送付先宛てに通知いたします。（令和5年11月16日予定） ④ 受講申込後のキャンセル、受講者の変更はご遠慮願います。
その他	① 当講習は、国及び地方公共団体の職員を対象としています。 民間企業の方は、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「障害者職業生活相談員資格認定講習」をお申し込みください。 ② 講習カリキュラムを全て受講された方に修了証書を交付します。欠席、遅刻、途中退室の場合は原則として交付できませんので、ご注意ください。 ③ 障害等により配慮が必要な方は受講申込書の所定欄にてご申告ください。 ④ オンライン形式で受講された方の修了証書は、受講アンケート提出後の郵送となりますのでご承知おき願います。
お問い合わせ事務局	東京労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用対策係 〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎 12階 電話 03-3512-1664（平日 8時30分から17時15分まで） E-mail : rtkat-koumu@mhlw.go.jp

「障害者職業生活相談員」の選任要件

◆ 障害者職業生活相談員に選任されるための要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者です。

1	障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者
2	職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※1
3	大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※2で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
4	高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
5	2～4に掲げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
6	2～5に掲げる者に準ずる者※3

※1 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※2 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

（注意）令和3年3月31日までの経過措置（特例要件）で選任されていた方で、上記1～6のいずれの要件も満たしていない方は、講習を受講する必要がありますので、ご注意ください。

